

各都道府県教育委員会指導事務主管部課長  
各指定都市教育委員会指導事務主管部課長  
各都道府県私立学校主管部課長  
附属学校を置く各国立大学法人担当部課長 殿  
附属学校を置く各公立大学法人担当部課長  
小中高等学校を設置する学校設置会社を  
所轄する構造改革特別区域法第 12 条  
第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の担当部課長

文部科学省初等中等教育局教育課程課長  
武藤 久慶  
文部科学省初等中等教育局幼児教育課長  
前田 幸宣  
文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長  
生方 裕

#### 学校における動物の飼育について（依頼）

平素より文部科学行政に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、小学校における動物の飼育状況について調査を行い、別紙のとおり、調査結果を取りまとめました。今回の調査の結果、一部の小学校において、不適切な状態を招く可能性が示唆されたところです。

以上を踏まえ、学校において動物を飼育する場合の留意点を下記のとおりまとめましたので、働き方改革等の観点も踏まえた上で、学校設置者による適切な関与の下、各学校における飼育を行うに当たっての環境及び体制等を整えていただくようお願いいたします。特に、不適切な状態を招く可能性がある旨を回答した学校におかれては速やかに是正していただくとともに、それ以外の学校においても、改めて、法令に照らして適切な対応となっているか御確認願います。

なお、小学校以外の初等中等教育段階の学校においても、動物の飼育に当たっては、下記を参考としていただけますようお願いいたします。（各学校で飼育する動物が産業動物、実験動物や展示動物に該当する場合は、各基準に基づき御対応をお願いします。）

本通知については、農林水産省消費・安全局動物衛生課及び環境省自然環境局総務課と協議済みであり、また、両省に対し、それぞれの関係機関（都道府県家畜衛生部局及び都道府県動物愛護管理担当部局）に学校関係者からの協力依頼があった場合には助言等の協力をいただけるよう周知を依頼していることを申し添えます。

都道府県・指定都市教育委員会にあっては、所管の学校及び域内の市区町村等教育委員会等に対し、都道府県にあっては所轄の学校法人及び私立学校に対し、附属学校を置く国

立大学法人及び附属学校を置く公立大学法人にあつては附属学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体にあつては認可した学校に対し、このことを十分に周知願います。

なお、学校における働き方改革の観点から、教育委員会が所管する学校の飼育実態等に応じて、周知の方法を工夫いただきますようお願いいたします。

## 記

### 1. 飼育する動物の種類について

- 小学校学習指導要領に基づき生活科において飼育することとされている動物を始めとして、学校で動物を飼育する場合には、各種法令等に基づき適切に飼育できる動物の種類及び頭数を選択して飼育すること。なお、動物には以下に分類されるように様々な種類がいること。

(参考) 動物の分類 (中学校学習指導要領解説 理科編 (P78-79) の記述を基に作成)

- ・脊椎動物 (魚類、両生類、爬虫類、鳥類、哺乳類)
- ・無脊椎動物 (節足動物 (昆虫類、甲殻類等)、軟体動物等)

### 2. 動物の所有者・占有者について

- 学校の所有・占有によって飼育する場合のみならず、昆虫等については児童個人の所有・占有によって飼育する場合もあるが、いずれにしても、小学校学習指導要領等を踏まえ、児童が生き物への親しみをもち、大切にしようとすることができるよう、適切な指導を行うこと。また、保護者等の経済的負担が過重なものにならないよう留意すること。

### 3. 哺乳類、鳥類、爬虫類を飼育する場合について

- 哺乳類、鳥類、爬虫類を飼育する場合には、動物の愛護及び管理に関する法律 (昭和48年法律第105号) (以下、「法」と呼ぶ。) 及び同法に基づく家庭動物等の飼養及び保管に関する基準 (平成14年環境省告示第37号) (以下、「基準」と呼ぶ。) が適用されること。このため、基準を踏まえて、例えば、以下のような対応が求められていること。
  - ・ 休日等においても清掃や給餌等の管理が行われる体制を整えること。
  - ・ 日頃から、獣医師や愛玩動物看護師等十分な知識・経験を有する者の指導の下に飼育を行うことができるよう努めるとともに、疾病や負傷等の場合には適切な措置を講じられるよう、必要な体制や予算等を整えること。
  - ・ 飼育頭数が増加しても適切な飼育環境の確保が可能である場合を除き、動物種の特性に応じて雌雄の分別飼育、去勢手術、不妊手術等の繁殖制限を講じること。
  - ・ 動物の種類、生体、習性、生理等を考慮し、日照、温度、湿度、餌、衛生、震災等の緊急時の対応その他必要な観点を考慮し、適切な飼育環境を整えること。
- 基準では、適正飼養を実質的に確保する上での責任者として、各学校の中で適切に「管理者」を定めることを念頭に置いた上で、当該「管理者」が動物とその飼養施設 (小屋等) を管理することとされているが、特定の教職員に任せきりとするのではないよう、

学校の設置管理者である教育委員会等が学校と連携し、適切な管理体制を構築すること。

- 休日等における管理体制を整えるに当たっては、学校における働き方改革の観点から、教育委員会、地域のボランティア、保護者・児童の協力を得ること等により、教師に過度な負担がかかることのないよう、留意すること。

#### 4. 哺乳類、鳥類、爬虫類以外を飼育する場合について

- 哺乳類・鳥類・爬虫類以外の動物を飼育する場合には、基準は適用されないが、法第2条の「基本原則」や第7条の「動物の所有者又は占有者の責務等」等を踏まえて適切に飼育すること。その際、必要に応じて、学校の設置管理者である教育委員会等と学校が連携し、適切な管理体制を構築すること。

#### 5. 家畜に該当する動物を飼育する場合について

- 以下の家畜に該当する動物を飼育する場合には、教育目的である場合を含め、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）及び飼養衛生管理基準の遵守が必要であり、都道府県家畜衛生部局や獣医師等と連携し、定期報告や飼養衛生管理マニュアルの作成等を行う必要があること。

・牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、七面鳥、きじ、だちょう、ほろほろ鳥

#### 6. その他

- 上記のほか、「学校におけるアカミミガメ及びアメリカザリガニの取扱いについて（周知）」（令和5年5月22日付け事務連絡）を踏まえた外来生物等の取扱い、児童のアレルギーへの対応、感染症への対応等必要な配慮を行うこと。

- 動物の飼育については、文部科学省が従前より示している「学校・教師が担う業務にかかる3分類」（※）の考え方に照らせば、生活科の授業等における指導は教師の業務であるが、授業外において動物の適切な飼育環境を整える業務については、原則的には、「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」であると考えられること。

※学校における働き方改革を推進する観点から、学校及び教師が担う業務の役割分担・適正化を図るために示した考え方であり、授業以外に全国の学校で共通して行われている代表的な業務を「基本的には学校以外が担うべき業務」、「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」、「教師の業務だが、負担軽減が可能な業務」に整理・分類。

- 生命を尊重する心を育てる等の学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の一環として動物の飼育を位置づける場合には、令和6年度「よりよい生き方を実践する力を育む道徳教育の推進事業」を活用することも可能であり、当該事業の計画変更等を希望する場合には、以下の連絡先まで相談すること。

#### 7. 参考資料

##### 【文部科学省ウェブサイト】

- 各都道府県・指定都市等の取組事例（学校飼育動物について）

[https://www.mext.go.jp/content/20220630-mxt\\_kyoiku01-100002611.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20220630-mxt_kyoiku01-100002611.pdf)

- 学校における動物飼育に関する参考資料

[https://www.mext.go.jp/content/20210701-mext\\_kyoiku01-100002611\\_01.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20210701-mext_kyoiku01-100002611_01.pdf)

- 学校における望ましい動物飼育のあり方（文部科学省委嘱研究）

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/nc/06121213/001.pdf](https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/06121213/001.pdf)

- 学校における働き方改革に関する取組の徹底について（通知）（概要）（平成31年3月18日）

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/hatarakikata/\\_icsFiles/afieldfile/2019/04/15/1414498\\_2\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/hatarakikata/_icsFiles/afieldfile/2019/04/15/1414498_2_1.pdf)

### 【文部科学省事務連絡】

- 教育機関における飼養衛生管理基準遵守の徹底について（令和3年3月1日付け事務連絡）

[https://www.mext.go.jp/content/20240729-mxt\\_kyoiku01-100002611\\_001.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20240729-mxt_kyoiku01-100002611_001.pdf)

- 学校におけるアカミミガメ及びアメリカザリガニの取扱いについて（周知）（令和5年5月22日付け事務連絡）

[https://www.mext.go.jp/content/20240729-mxt\\_kyoiku01-100002611\\_002.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20240729-mxt_kyoiku01-100002611_002.pdf)

### 【環境省ウェブサイト】

- 動物の愛護と適切な管理人と動物の共生をめざして（動物愛護管理法の概要）（環境省HP）

[https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/1\\_law/outline.html](https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/1_law/outline.html)

- 家庭動物等の飼養及び保管に関する基準（環境省HP）

[https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2\\_data/laws/nt\\_r02\\_21\\_1.pdf](https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/laws/nt_r02_21_1.pdf)

### 【農林水産省ウェブサイト】

- 飼養衛生管理基準について

[https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku\\_yobo/k\\_shiyou/index.html](https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/index.html)

- 各都道府県家畜衛生部局窓口（家畜保健衛生所所在地一覧）

[https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku\\_yobo/k\\_kaho/](https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_kaho/)

※その他の参考となるウェブサイトについては以下 URL「各教科等に関する教材や資料集等のウェブサイトについて」の「学校における動物飼育について」欄を参照。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/new-cs/1394142.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1394142.htm)

<本件連絡先>

(学校動物飼育に関すること)

文部科学省初等中等教育局教育課程課教育課程第一係

電話：03-5253-4111 (内線 2903)

メール：[kyoikuichikakari@mext.go.jp](mailto:kyoikuichikakari@mext.go.jp)

(幼児教育に関すること)

文部科学省初等中等教育局幼児教育課指導係

電話：03-5253-4111 (内線 2376)

メール：[youji-shidou@mext.go.jp](mailto:youji-shidou@mext.go.jp)

(特別支援教育に関すること)

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課指導係

電話：03-5253-4111 (内線 3716)

メール：[toku-sidou@mext.go.jp](mailto:toku-sidou@mext.go.jp)

# 小学校における動物の飼育状況について (調査結果)

調査期間：令和6年6月3日～令和6年7月8日（令和6年6月末時点の状態について回答）

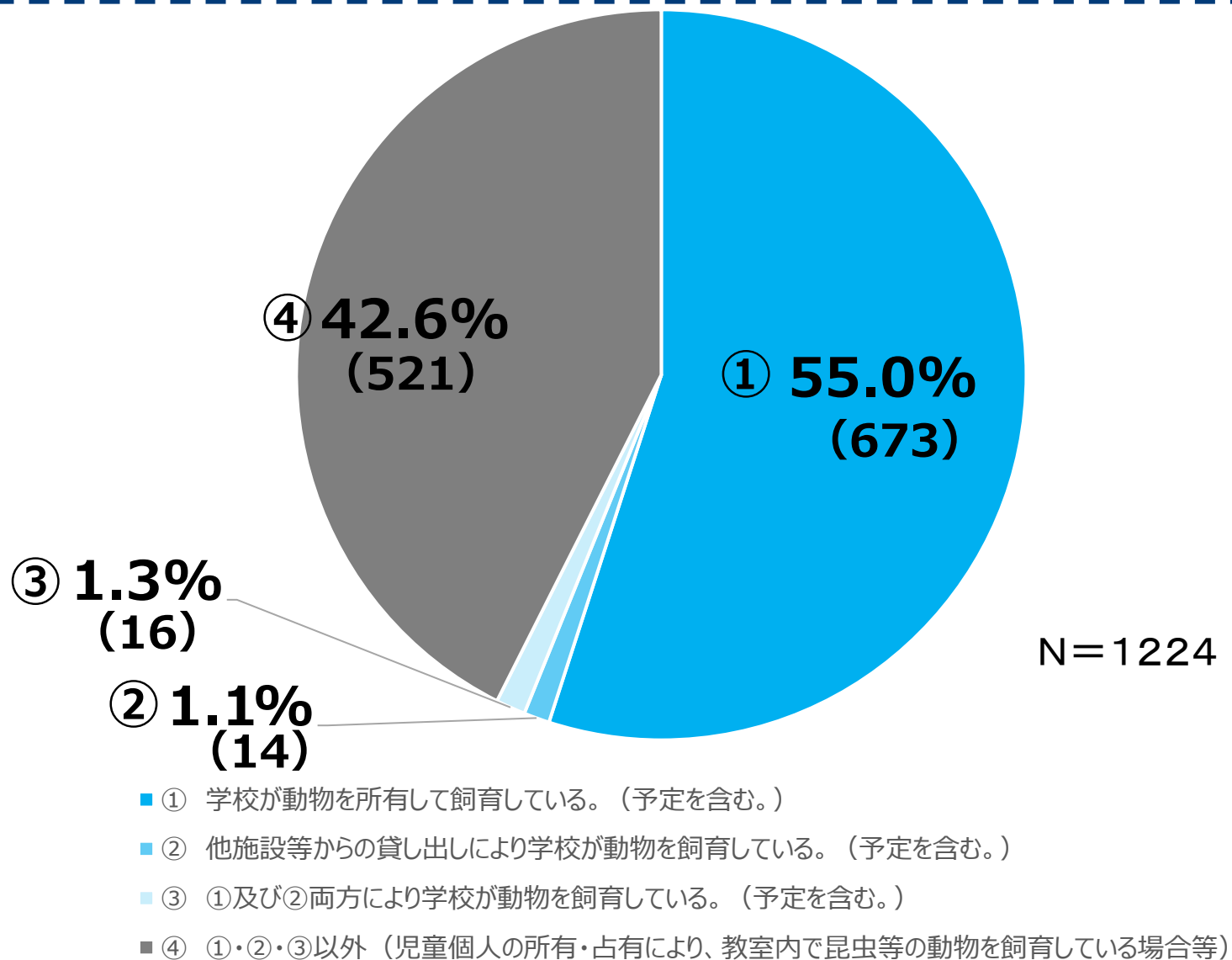
調査対象：全国の公立小学校（義務教育学校を含む）18,608校※のうち、  
無作為抽出による1,235校

有効回答数：1,224校（調査対象のうち11校が休校中のため未回答）

※文部科学省 学校コード一覧（令和6年5月1日時点暫定版）より（分校は除く）

# 1. 学校における動物の飼育状況

約 6 割の学校が学校として所有したり貸し出しを受けたりして動物を飼育している。  
(残りの約 4 割は児童個人の所有・占有等)



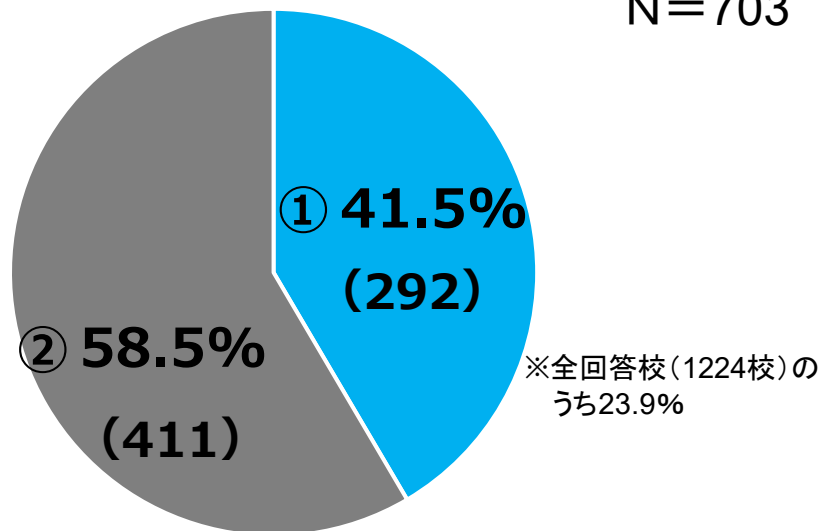
## 2. 学校として動物を飼育していると回答した学校のうち、 家庭動物飼養保管基準（※）の対象となる動物を飼育する学校の状況

（※）家庭動物等の飼養及び保管に関する基準（平成14年環境省告示第37号）・・・学校等で飼われている哺乳類・鳥類・爬虫類に適用される。

学校として動物を飼育していると回答した学校のうち、家庭動物飼養保管基準の対象となる哺乳類・鳥類・爬虫類を飼育している学校は約4割。

学校として飼育している学校のうち、  
家庭動物飼養保管基準の  
対象となる哺乳類・鳥類・爬虫類を飼育する学校

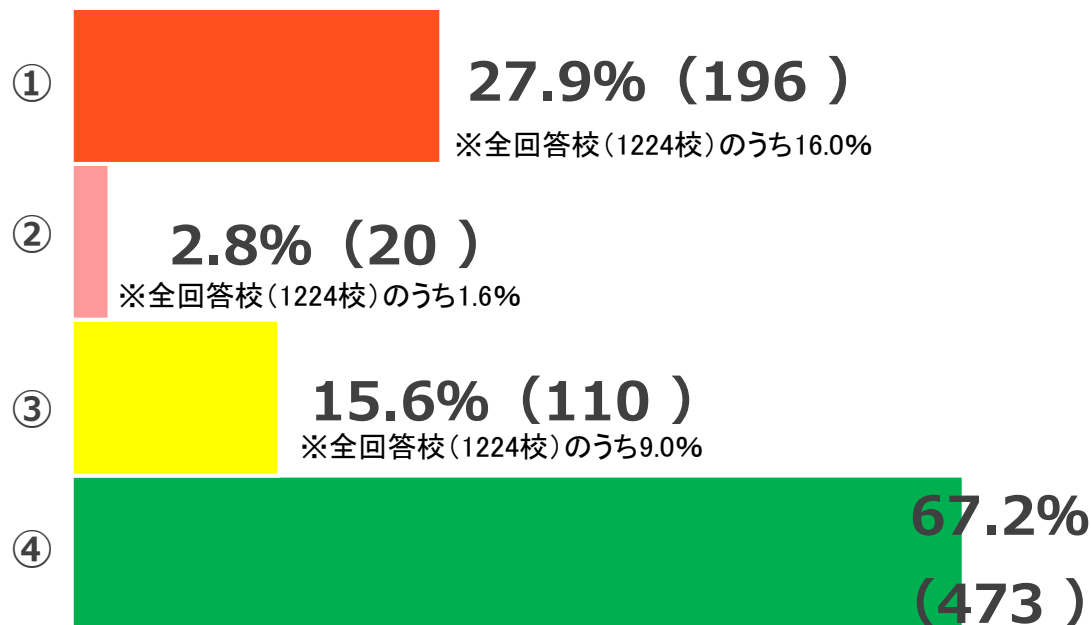
N=703



- ① 家庭動物等の飼養及び保管に関する基準の対象となる哺乳類・鳥類・爬虫類を含めて飼育
- ② 哺乳類・鳥類・爬虫類以外のみ飼育

学校として飼育している  
動物の種類（複数回答）

N=703



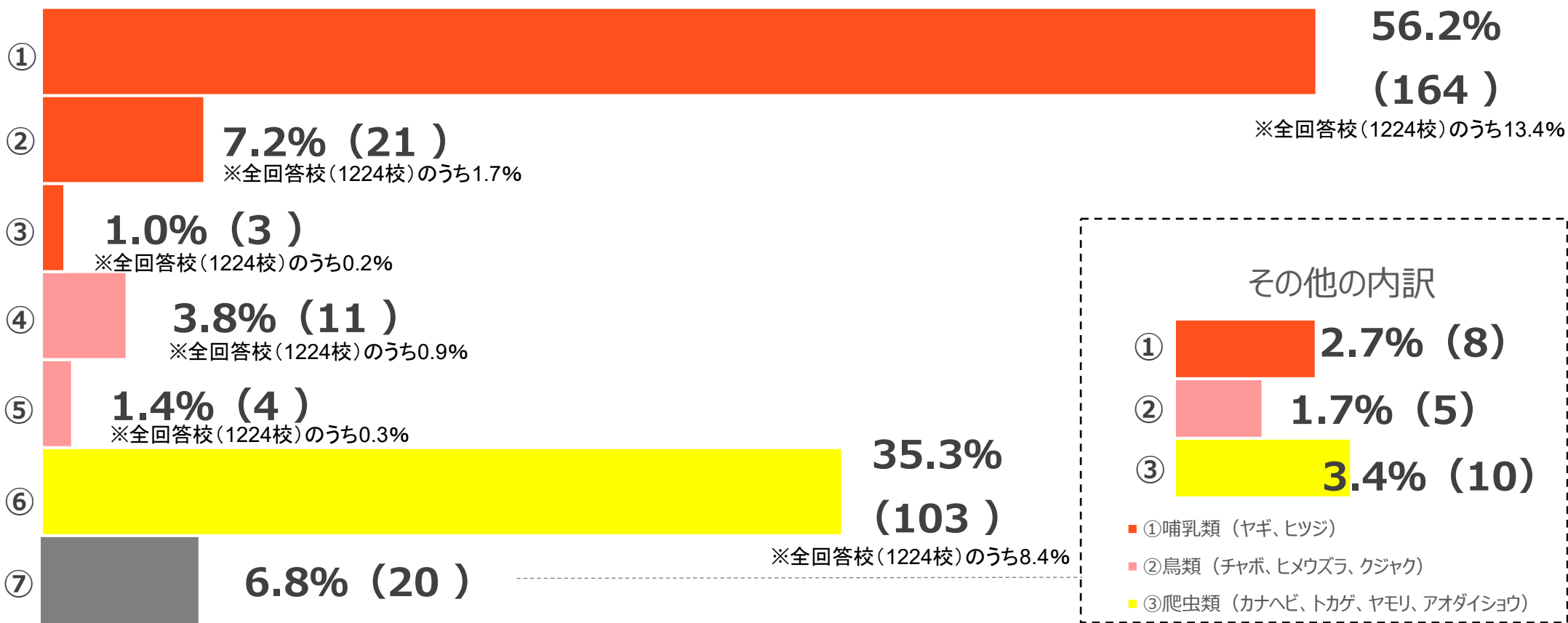
- ① 哺乳類
- ② 鳥類
- ③ 爬虫類
- ④ 哺乳類・鳥類・爬虫類以外の動物（魚類、両生類等）



### 3. 学校として家庭動物飼養保管基準の対象となる動物を飼育する学校における動物の種類(複数回答)

学校として家庭動物飼養保管基準の対象となる動物を飼育している学校では、ウサギやカメ等を飼育している場合が多い。

N=292

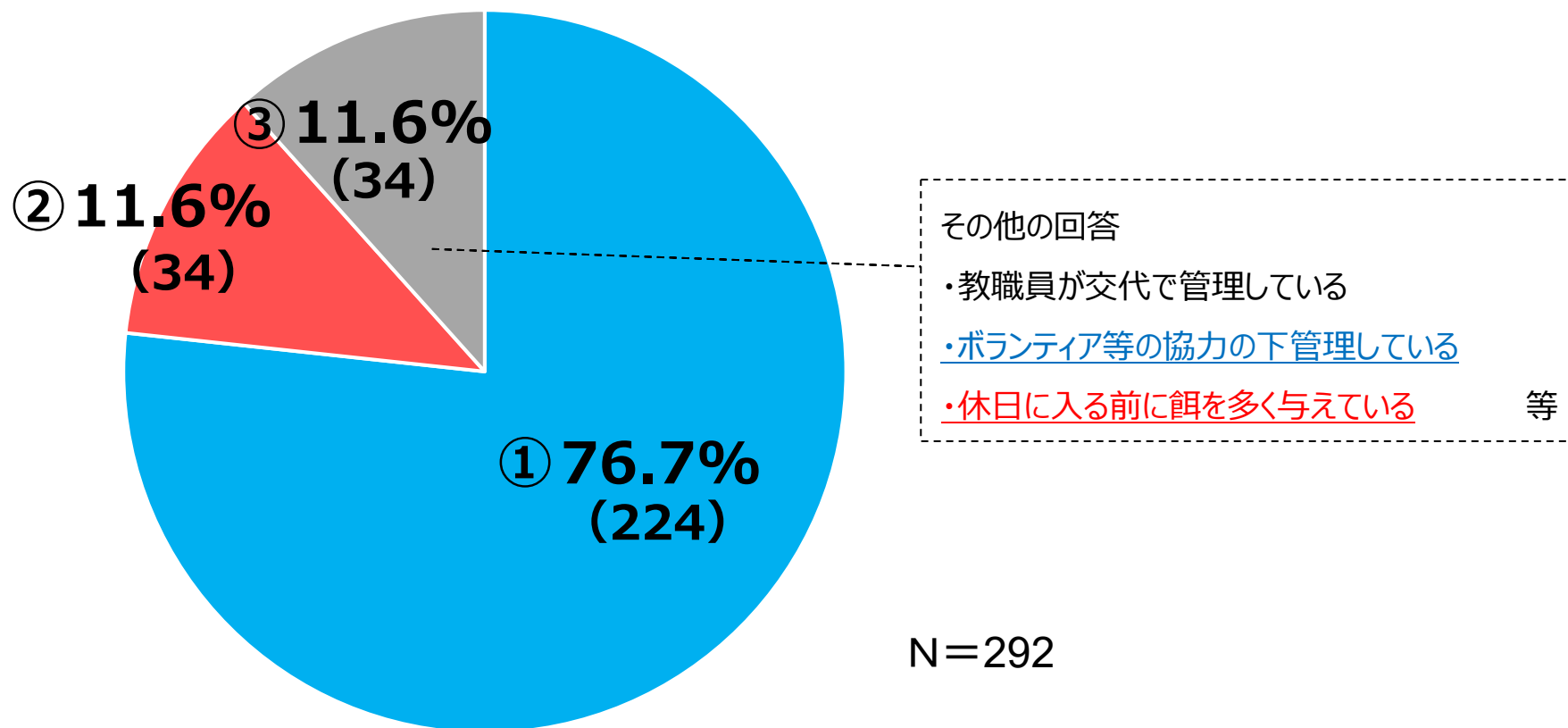


■ ① ウサギ ■ ② モルモット ■ ③ ハムスター ■ ④ ニワトリ ■ ⑤ インコ ■ ⑥ カメ ■ ⑦ その他

## 4. 学校として家庭動物飼養保管基準の対象となる動物を飼育する学校における教育委員会、地域のボランティア、保護者等と連携した休日等の管理体制

適切な体制を整えている学校が7割以上である一方、不適切な状態を招く可能性のある学校が約1割。

なお、その他と回答した学校の中にも、適切に対応しようとしている回答、不適切な状態を招く可能性のある回答が含まれている。

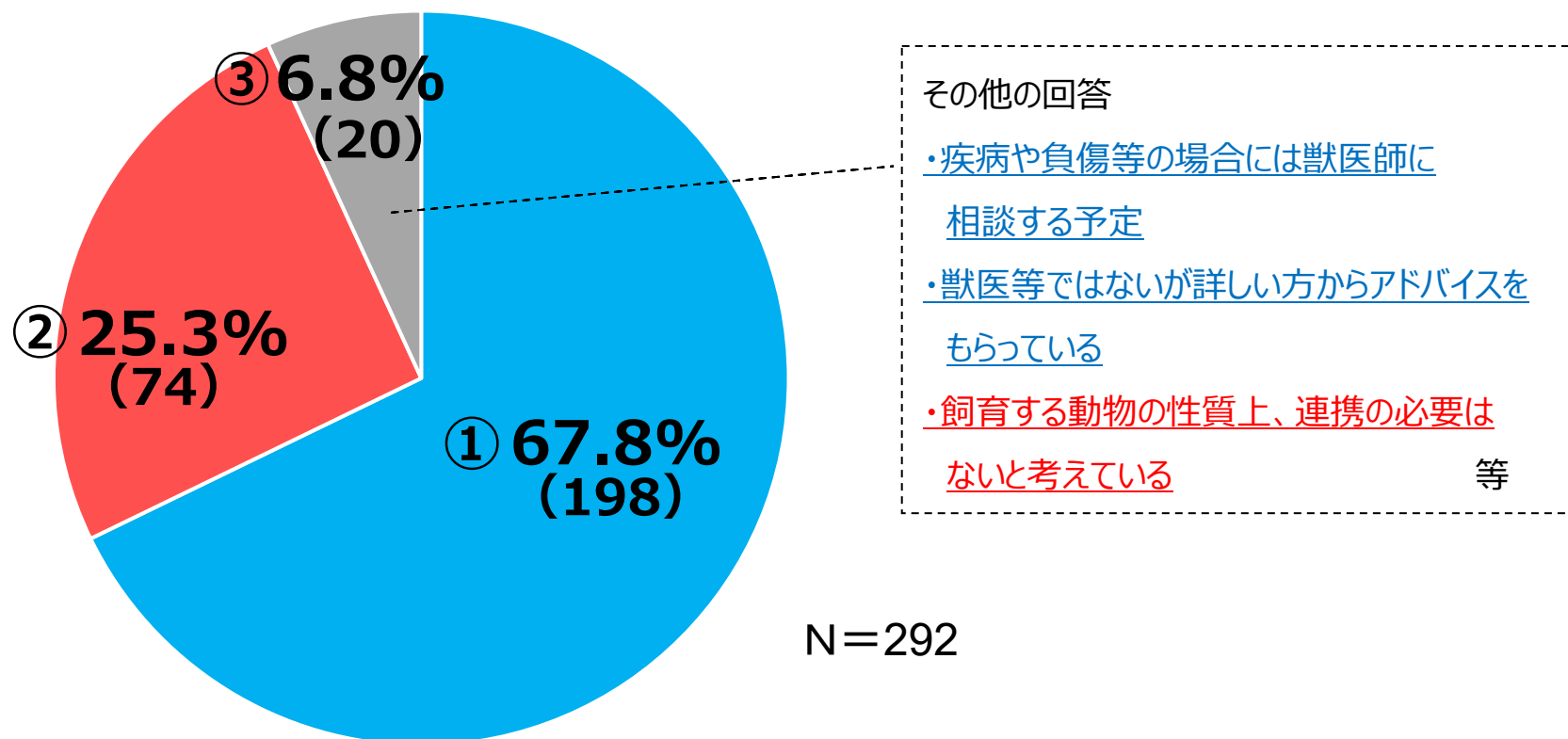


- ① 整えている。(動物の飼育を開始するまでに整える予定である場合を含む)
- ② 整えておらず、不適切な状態を招く可能性がある。
- ③ その他 (具体的に記載)

## 5. 学校として家庭動物飼養保管基準の対象となる動物を飼育する学校における日頃からの獣医師や愛玩動物看護師との相談体制（疾病や負傷時の対応）

適切な体制を整えている学校が約7割である一方、不適切な状態を招く可能性のある学校が2割以上。

なお、その他と回答した学校の中にも、適切に対応しようとしている回答、不適切な状態を招く可能性のある回答が含まれている。

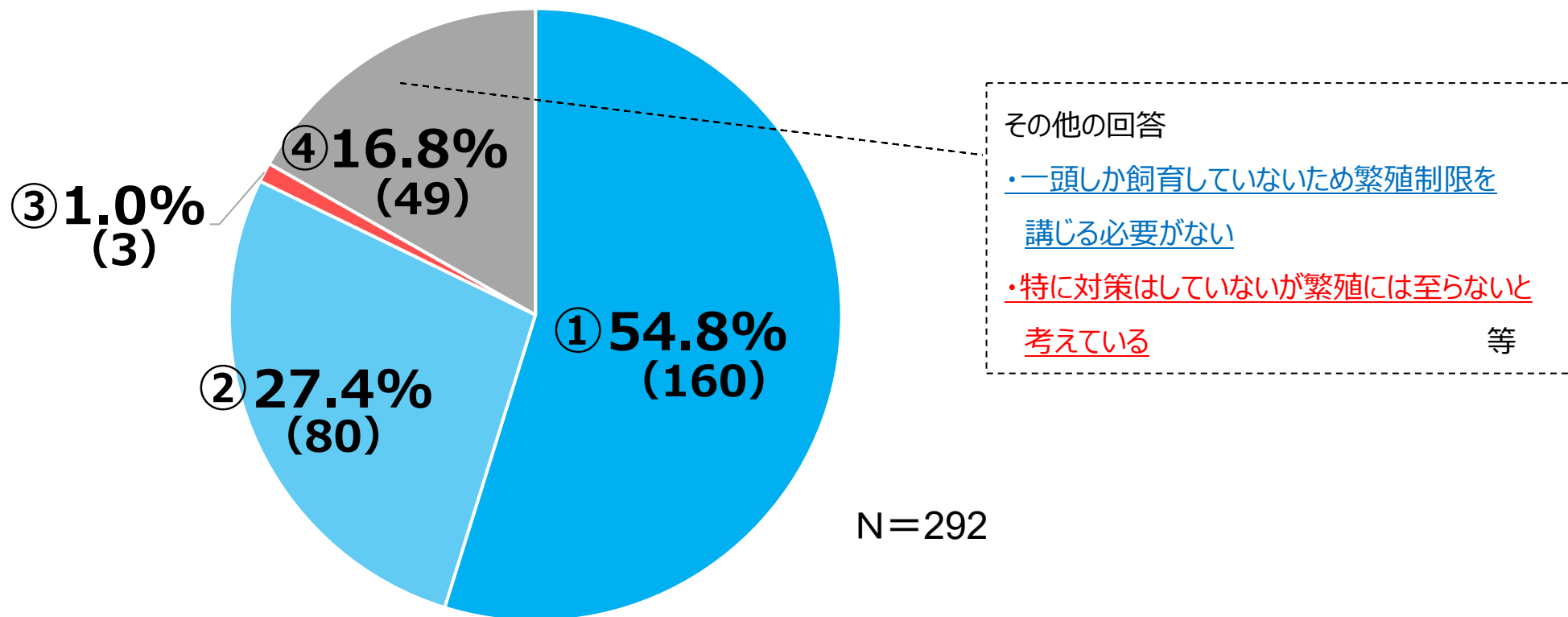


- ① 整備している。（動物の飼育を開始するまでに整備する予定である場合を含む）
- ② 整備しておらず、不適切な状態を招く可能性がある。
- ③ その他（具体的に記載）

## 6. 学校として家庭動物飼養保管基準の対象となる動物を飼育する学校における不適切な飼育環境に陥らないための繁殖制限等の対策

適切な体制を整えている学校が約8割である一方、不適切な状態を招く可能性のある学校もある。

なお、その他と回答した学校の中にも、適切に対応しようとしている回答、不適切な状態を招く可能性のある回答が含まれている。

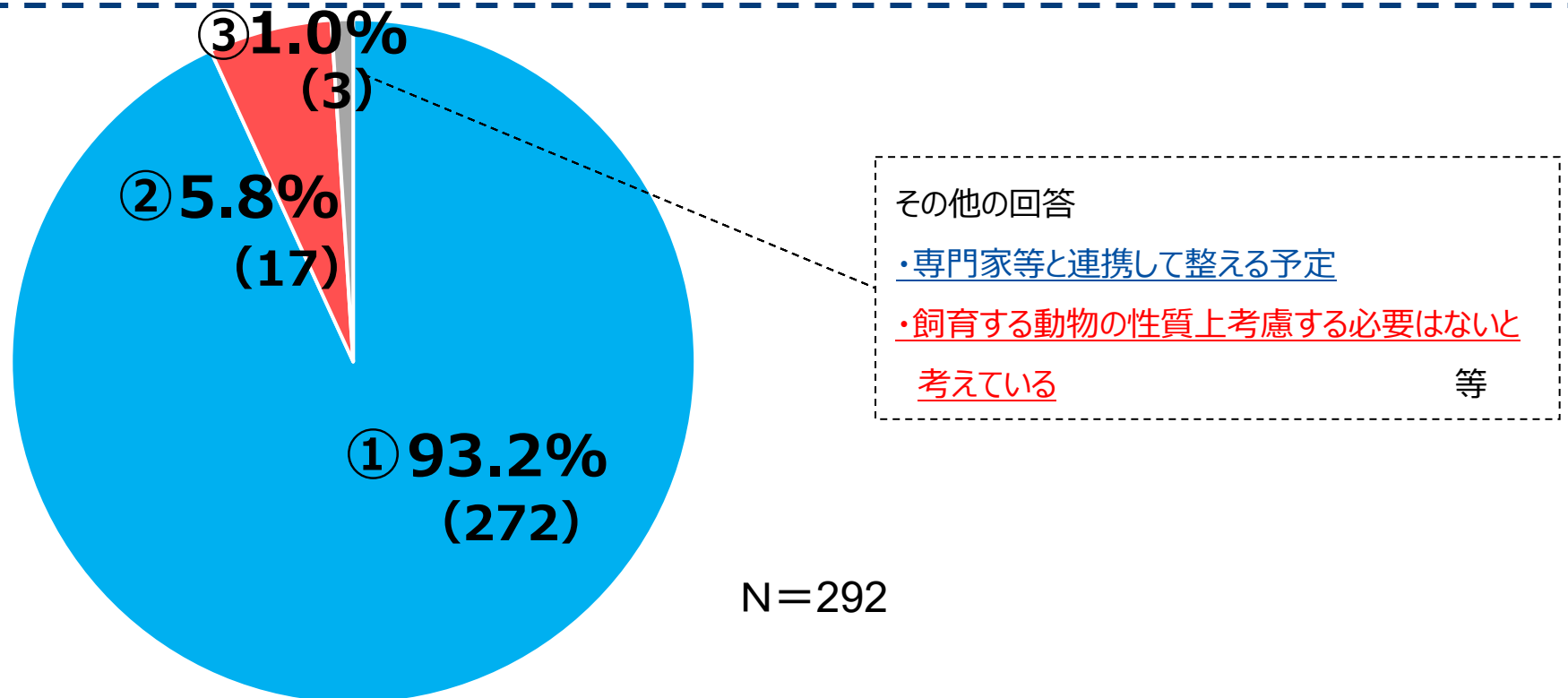


- ① 飼育数が増加しないよう、雄雌の分別飼育、去勢手術、不妊手術等の繁殖制限を講じている（動物の飼育を開始するまでに整える予定である場合を含む）
- ② 繁殖制限は講じていないが、飼育数が増加しても、不適切な飼育環境を招かない対策を講じている（動物の飼育を開始するまでに整える予定である場合を含む）
- ③ ①・②のような対策を講じておらず、不適切な状態を招く可能性がある
- ④ その他（具体的に記載）

## 7. 学校として家庭動物飼養保管基準の対象となる動物を飼育する学校における適切な飼育環境の確保 (動物の生態、習性、生理等の考慮、日照、温度、震災等の緊急時の対応等)

適切な体制を整えている学校が約9割である一方、不適切な状態を招く可能性のある学校もある。

なお、その他と回答した学校の中にも、適切に対応しようとしている回答、不適切な状態を招く可能性のある回答が含まれている。



- ① 整えている。(動物の飼育を開始するまでに整える予定である場合を含む)
- ② 整えておらず、不適切な状態を招く可能性がある。
- ③ その他 (具体的に記載)